

# 日管連 会報 8月号

2019年（令和元年）8月9日発行

発行者： 一般社団法人日本マンション管理士会連合会  
会長 親泊 哲  
住所： 東京都千代田区岩本町2-3-8  
神田Nビル5階  
電話： 03-5839-2841  
FAX： 03-5825-4085  
発行担当理事： 中井茂・北村幸夫

## 1. 【理事会報告】

平成30年度第12回理事会を7月25日（木）に開催しました。主な承認・審議・報告事項は次のとおりです。

### （1）決議承認事項

#### ① 第11回定時総会議案について

定時総会の議案内容について審議されました。また、懇親会の招待者が確認されました。詳細は、定時総会議案書でご確認ください。

#### ② 各種クレームについて

会員会に対するクレームについて、該当会員会へ対応を要請しました。

#### ③ MKSセミナーの後援とパネルディスカッションへの参加依頼について

一般社団法人マンション計画修繕施工協会（MKS）主催の「2019年度マンション大規模修繕セミナー」への後援依頼とパネルディスカッションへの参加要請について承認されました。なお、開催地は、札幌、東京、大阪、福岡で、当該会員会への協力を依頼します。

### （2）各部の活動報告

#### ① 業務部

##### ➤ 支援ツールについての要望アンケートについて

アンケートの回答を検討しました。内容としては、個人的業務に係る個別具体的な事例や特殊な案件に対する要望が非常に多くありましたが、実効性、汎用性のあるツールを作成することが主旨と考えているため、今後、関連する部とも情報を共有し詳細については検討を継続する予定です。

##### ➤ 管理組合損害補償金給付制度申請状況について

2件の制度開始を正式に承認しました。合計3件の稼働となります。

#### ② 研修部

##### ➤ 第13回合同研修会in 熊本（R2.1.31）について

8月28日の定時総会翌日に、日管連事務所にて、渉外部長、加藤総務部長を交え、今までの経緯及び今後の役割分担等の打合せを行う予定です。

③ 広報部

- HPの維持管理、今後の活動計画の確認をおこないました。

④ 渉外部

- 合同研修会（熊本県）における国交省への基調講演の依頼について、その感触を研修部へ報告するとともに、企画書ができ次第、再協議する予定です。

⑤ 財務部

- 第11期決算については、費目構成から事業収支の可視化を狙いとして、事業単位に編成替えしました。また、第12期予算については、素案が示され、今後調整していくことになりました。

⑥ 総務部

- 6月末の「マンション管理適正化診断サービス」診断業務実績は、受付件数 6,452件(前月比+279)、完了件数 5,516件(同 +238)、完了棟数 8,594棟(同 +306)でした。

(3) 委員会の活動報告

① モデル事業検討委員会

- 平成31年度国交省補助事業については、5件申請し4件が採択されました。7月19日に、国交省の資金交付決定通知が届き、正式に事業を開始しました。なお、追加募集があった場合の対応に関しても検討しています。

② 適正化診断サービス運営委員会

- 引き続き苦情が多いとの報告がありました。
- 申込件数については、依然として増加傾向にあるとの報告がありました。

③ 管理組合損害補償金給付制度(Sプロジェクト)

- 7月17日（水）の本年度の認定マンション管理士研修会への参加者が71名であったとの報告がありました。

④ マンション紛争解決センター

- 次期ADR実施者養成研修を、12月3日（火）・4日（水）に名古屋市の東桜会館（中部電力）で開催することになりました。

⑤ 組織の在り方検討委員会

- 倫理規程・職務規程・職務ガイドライン・事業規程・事業ガイドラインの素案に対する意見募集に、10会員会17名から意見が寄せられ、回答案について検討しています。

## 2.【会長・副会長・総務部長動静】

親泊会長他の動静は以下の通りです。

- 7/17（水）認定マンション管理士研修福岡会場監督（瀬下副会長）
- 7/17（水）認定マンション管理士研修東京会場責任者（佐藤副会長）
- 7/29（月）マンション管理適正評価研究会準備会出席（瀬下副会長）
- 7/29（月）金融支援機構 マンション価値向上金融支援実施協議会出席（柴原副会長）

以上

### マンション管理適正化診断サービス」診断業務に係る担当者措置告知

- ① 昨年、日管連から本人宛に送付した認定マンション管理士証が日管連事務所に返送されたことにより、本人の事務所が届出の住所に存在しない事が発覚した。
- ② 本件により、マンション管理適正化診断サービスを行うに際し提出した「誓約書」においても、既に存在していない事務所住所を記載しており、虚偽記載が判明した。
- ③ 上記理由により、日管連理事会より適正化診断運営委員会に当該者の措置につき諮問され、当委員会で検討した結果を理事会に上程し、当該診断マンション管理士に対し、以下の措置を取りました。

措置日：2019年8月1日 措置内容：診断マンション管理士資格停止 6か月

措置根拠規程：マンション管理適正化診断サービス運用規程第15条（資格停止等の措置）

### 編集後記

8月16日は京都五山の送り火です。無病息災を祈るとともに、7月の京都アニメーションの痛ましい事件で犠牲になられた方々のご冥福を心よりお祈りしたいと思います。さて、1年間の短い間でしたが、会報発行担当理事を務めさせていただきました。次号からは新しい発行担当理事が会報編集をされますので、引き続きご愛読をよろしくお願いいたします。